

EU憲法における 「連合の目標」としての社会的市場経済

石井 聡

はじめに

- 1 経済秩序作業部会を中心とする議論
- 2 社会的ヨーロッパ作業部会を中心とする議論
- 3 「憲法条約草案」作成へ向けての議論
- 4 欧州憲法に対する独・英両国での評価

おわりに

はじめに

欧州連合（EU）が今後向かうべき進路を提示することを目指して作成されたEU憲法（欧州憲法条約）は、2004年10月の調印ののち、加盟各国における批准の段階で躓きを見せている。05年5月、6月のフランス、オランダ両国における国民投票で、その批准が否決されたのである。この否決の理由としては、その後の様々な論評において、憲法条約が「市場原理主義」的であり、「アングロ・サクソン流の新自由主義に傾斜しすぎている」ために国民の批判が強かったことなどが主に指摘されている⁽¹⁾。

EU憲法は、本当に「アングロ・サクソン流の新自由主義」的特徴づけられるものなのだろうか。これについては、憲法の第Ⅱ部に、欧州基本権憲章（2000年調印）が含まれた点、あるいは新理念として世界平和と普遍的人権が盛り込まれた点など、そのみではない側面を重視する論者がある⁽²⁾。憲法を評価するにあたって本稿が着目したいのは、その第Ⅰ部第3条「連合の目標」に、それまでの欧州共同体条約や欧州連合条約にはなかった、社会的市場経済（Soziale Marktwirtschaft; social market economy）との語が組み込まれた点である⁽³⁾。社会的市場経済とは、戦

(1) たとえば、藤原豊司「欧州統合、またも歴史的挫折」『世界』岩波書店、2005年8月号、181頁。福島清彦「『EU憲法』否決報道に見る大手新聞の大いなる怠慢」『現代』講談社、2005年8月号、193頁。

(2) アラン・シュピオ「否決の解剖学」『世界』岩波書店、2005年8月号、164頁。福島清彦、前掲論文、198頁。もっともシュピオは「現行のニース条約に比べればまだましである」程度だとしている。

(3) http://europa.eu.int/constitution/en/ptoc2_en.htm#a3。小林勝・細井雅夫・村田雅威訳『欧州憲法条約』御茶の水書房、2005年、16頁。

後ドイツの経済体制を指す言葉であるが、その政策構想を提供したドイツ新自由主義者たちによれば、要点は二つであった。一つは、市場は、自然と自由、効率、福祉を増進する機能を持つが、その機能を十分に発揮させるための枠組みを国家が整備せねばならないこと、もう一つは、しかしいくら市場が十分に機能したとしても残されてしまう市場の限界部分に対する社会政策をとらねばならないこと、である。こうしてドイツの社会的市場経済は、競争の自由と効率が確保された市場経済の確立と社会問題への対応の両方を目指すもの、「社会的安全と経済的自由の結合」とであると定義され⁽⁴⁾、理想的には「アングロ・サクソン流の新自由主義」とは一線を画すものといえる。

ところが、EU憲法本文を読む限りでは、EUは、「完全雇用および社会的進歩を目指す高度の競争力を有する社会的市場経済」(第3条3)を目標とすると記されているのみで、他の条項には一切社会的市場経済の語はなく、その定義もそれがドイツを範とするものなのかも不明である。それゆえ、この「連合の目標」としての社会的市場経済については、「単なる綱領的な文言であるにすぎず、法的にまったく意味がないとはいわないまでも、明確な法律効果(Rechtsfolgen)はない」とも評価される⁽⁵⁾。では、なぜ、いかなる内容のものとして憲法条約に社会的市場経済の語が明記されることになったのだろうか。それが憲法に組み込まれたことに、何らかの意味はないのであろうか。

憲法条約に社会的市場経済の語を組み込むことが決定されたのは、2002年2月～03年7月の期間に、EU加盟15ヵ国と加盟予定13ヵ国の代表によって開催された「欧州の将来諮問会議」(European Convention)においてであった。同会議は、欧州の将来像やEUの制度改革に関して開かれた協議を展開し、EUの基本条約を改正していくことを目的とした。議長は、元フランス大統領のジスカールデスタン(Giscard d'Estaing, Valéry)であり、副議長にはベルギー前首相デハーネ(Dehaene, Jean-Luc)と、アマート元イタリア首相(Amato, Giuliano)が配された。会議は以下、EU各国政府代表15名、EU加盟予定13ヵ国の政府代表13名、加盟各国の議会代表30名、加盟予定各国の議会代表26名、欧州議会の代表16名、欧州委員会の代表2名の、計105人から構成された。このほか13人のオブザーバーも参加することになっていた⁽⁶⁾。

02年2月28日に発足した諮問会議では、幹部会(正副議長など12名が構成)および全員参加の総会にて各種意見聴取がなされた後、まず5つの作業部会(補完性原理、基本権、EU法人格化、国内議会、経済秩序)に分かれて個別専門的に議論がなされた。それら作業部会での論議をもとに報告書が提出され、同年10月28日の総会において、議長から「憲法条約準備草案」が提案される。その後さらに6つの作業部会(補充的権限、対外行動、防衛、簡素化、自由・安全・司法、社会的ヨ

(4) Klein/Parskewopoulos/Winter(Hrsg.), *Ein Modell für Europa*, Berlin 1994, S.11. 拙稿『『社会的市場経済』と西ドイツ経済史』『ニューズレター(名古屋大学国際経済動態研究センター)』Nr.13(2002年), 22-24頁(<http://erc2.soec.nagoya-u.ac.jp/>)。

(5) Möschel, Wernhard, *Wirtschaftsverfassung*, in: Goldschmidt, N./ Wohlgemuth, M.(Hrsg.), *Die Zukunft der Sozialen Marktwirtschaft*, Tübingen 2004, S.184.

(6) 諮問会議のインターネットサイト(<http://european-convention.eu.int/organisation.asp?lang=EN>)。田中俊郎「欧州憲法条約草案採択への道」『海外事情』拓殖大学海外事情研究所, 51巻10号(2003年), 9頁。また憲法内容の詳しい解説については、庄司克宏「欧州憲法条約草案の概要と評価」同上誌も参照。

ーロッパ)での討論を参照しつつ、03年2月に一旦幹部会による「憲法条約草案」が提出されることになった。この草案に関しては、幹部会、総会でさらに半年近く議論が深められ、同年7月18日に最終的な「憲法条約草案」が完成する運びとなる。この「草案」を基盤に作成されたのが、欧州憲法条約である。

本稿では、こうした一連の流れのなかで、社会的市場経済という語が検討の俎上に載せられた、経済秩序作業部会（Working Group Economic Governance. 訳語はドイツ語の部会名Ordnungspolitikから）および社会的ヨーロッパ（Social Europa）作業部会における議論、さらには総会における討論を追いながら、いかにして、またどういった内容の語として社会的市場経済がEU憲法に組み込まれるに至ったのかを検討していくこととする。それにより憲法条約に関する考察を深めるとともに、ひいては現在のヨーロッパにおいて、市場経済のあり方に関していかなる考え方が存在するのかを理解するための一つの材料ともしたい。その作業のために用いたのは、諮問会議の議事要旨をはじめとする諸資料である⁽⁷⁾。

なお、フランス、オランダ両国での否決により、憲法条約自体の意義を疑問視する声も存在するが、本稿はそうした立場をとらない。なぜなら、EUはその批准へ向けた努力を現在も続けており、また批准云々はおくとしても、憲法は、上述のように各国の代表により様々な議論がなされた後の成果といえるものであって、欧州の社会像・将来像についての今日的な考え方が凝縮して表出している文章だと評価しうると思われるからである。

1 経済秩序作業部会を中心とする議論（2002年5月30日～11月7、8日）

2002年5月30日、経済秩序作業部会の議長に選出されたヘンシュ（Hansch, Klaus：ドイツ選出の欧州議会議員、ドイツ社会民主党SPD党员）から、同部会に対する委託文書（Mandate）が提出された。そこでは、部会が取り組むべき論点として、金融政策、経済政策、制度上の問題の3項目に分けて9点があげられている⁽⁸⁾。同部会では、その9課題について、6月7日開催の第1回会合以降、36人の部会メンバーによって順に検討・討論されていった。会合は、識者からのヒアリングの機会を設けた8月27日までには計6回開催されるが、ここまでの会合において、部会の議事要旨には社会的市場経済という語は一度も登場しない⁽⁹⁾。なお2月～8月にかけての総会においても、その議事要旨には社会的市場経済の語は出現していなかった。つまり8月までに、諮問会議で社会的市場経済に関連する何らかの検討がなされた形跡は、議事要旨を見る限りでは確認できない。

経済秩序部会の資料において、やや唐突な感じでその言葉が初めて現れるのは、9月16日の日付がある作業部会ドキュメント014である。この文書は、作業部会から総会へ提出される部会最終報

(7) 諮問会議に関する資料は、すべて注6のサイトから閲覧可能である。本稿では、その英語バージョンを主に利用し、ドイツ語バージョンで内容理解を補足した。

(8) CONV 76/02.たとえば加盟国間における経済政策・雇用対策の調整、EU拡大後の課題等である。

(9) CONV 91/02; 158/02; 192/02; 218/02; 253/02.

告書の草案として、ヘンシュ部会議長が作成したものである。ヘンシュは、冒頭で、本草案は、「経済秩序作業部会の議論の成果を反映することを目的とし」で作成したものだとし、そして総論、金融政策、経済政策、制度的課題の4項目に分けられた文書の最初の項目、総論において以下のよう
に記している。「経済秩序作業部会は、新たな憲法条約に欧州連合の経済的・社会的目標が含まれるべきことを推奨する。部会メンバーのなかには、持続可能な成長と競争への言及が含まれることの重要性を強調する者があった。また完全雇用、社会的結合と進歩、そして社会的市場経済を強調することがより重要だと考えるメンバーもあった」⁽¹⁰⁾。

こうして諮問会議の討論資料に、社会的市場経済という言葉が初めて登場する。それは、EUの経済的・社会的目標の一つとして、憲法本文に社会的市場経済という言葉を含めるべきだと考える一部の部会メンバーの議論に基づくものだと記されている。ところが、ここでは、その社会的市場経済がどういった内容を示すものであるのかに関してはまったく述べられていない。その内容はどう
いうものと意図されているのか、またこの社会的市場経済の初登場にはヘンシュ議長の意向がかなり働いたのではないと思われる節があるが、それらについてはこのあと順次触れていくことにしたい。

ヘンシュ議長の部会最終報告書草案に対しては、同部会のメンバーから様々なコメントが寄せられる。このうちEUの目標の一つとして社会的市場経済という言葉を含めるべきだとの部分に関しては、議長草案に対して何のコメントも修正要求もしないメンバーが数の上では最も多かった。それに対して、スペイン議会代表フォンテジェス (Fontelles：社会労働党)、ベルギー欧州議会代表ファンランクル (Van Lancker：フランドル社会党)、ギリシア政府代表カティフォリス (Katiforis：欧州社会党副代表)、ドイツ欧州議会代表のカウフマン (Kaufmann：民主社会主義党) その他3名からは共同で、「社会的市場経済の下での競争と公共サービスの間のより良い釣り合い (equilibrium) を強調することがより重要だと考えるものがあった」へと文章を修正するよう要求がなされた。他方で、フィンランド議会代表 (代理) のコルホネン (Korhonen) は、「連合の目標に新たな要素を加えることは避けるべきである」とし、その理由としては「連合の目標はできる限り明確にすべきである。成長、高い水準の雇用、社会的進歩、持続可能な発展は、すでに連合の目標として現行条約に述べられている。このうえ現在の目標のバランスを変えることは、矛盾したゴールへと導きかねない」と述べた。同様にオブザーバー参加の欧州産業連盟事務総長デバック (de Buck) は、「連合の目標は、現行条約に明確に定義されており、すでに高い水準の雇用、社会的進歩、持続可能な成長、高い程度の競争、高い水準の保護という語を含んでいる。新しい目標を加える必要性はない」として、議長草案から社会的市場経済の語を削除するよう求めた。フィンランド欧州議会代表のカウピ (Kauppi：中道右派の国民連合党) は、社会的市場経済の削除までは求めているものの、「EUの主要な焦点は、単一市場と競争に置かれるままであるべき」との一文を加えるようコメントしている。オランダ外相のデブルーイン (de Bruijn) は、「議長草案は、いくつかの定義のなされていない目標を掲げている。それはたとえば『社会的市場経済』とか『社会的進歩』である。これらはともに削除されるか、しっかり定義されるか、さらなる討論のテーマとさ

⁽¹⁰⁾ WG VI-WD 014, p.2.

れるべきである。加えて、異なった目標の間で相互矛盾が現れることにも触れられるべきであろう」として、社会的市場経済について少なくとも定義を明確にし、議論をより深めることを希望した⁽¹¹⁾。

これらの議論から、議長草案に記された社会的市場経済という語の含意を、ある程度読み取ることが可能であろう。この語への賛成派からは「競争と公共サービスの間の釣り合い」が主張され、逆に批判的なメンバーが「自由競争を伴う開かれた市場経済」を謳っている現行の欧州連合条約からの目標の変更を望んでいないことから、ここでいう社会的市場経済が、「市場」と「社会的」の「釣り合い」に重きを置いた用語として理解されていると推測しうる⁽¹²⁾。だが、この後同部会では、この言葉の定義や意味に関してこれ以上踏み込んだ議論はなされなかった。そして、同部会から総会に提出された10月9日付の最終報告書には、以下のような一文が記されていた。「メンバーのなかには、持続可能な成長と競争への言及の重要性を強調する者があった。また完全雇用、社会的・地域的な結束と発展、そして社会的市場経済下での競争と公共サービスの間のより良いバランス（Balance）を強調することが、より重要だと考えるメンバーもあった」⁽¹³⁾。社会的市場経済の語は、最終報告書に残されたが、表現はフォンテジェスらの提案を汲む形に修正されていた。

この経済秩序部会の最終報告に関しては、11月7、8日の総会で検討された。そこで報告した部会議長のヘンシュは、「(EUの目標を述べている) 欧州共同体条約の第2条、第3条、欧州連合条約の第2条の修正については意見が非常に分かれた。完全雇用、社会的・地域的結束、社会的市場経済に言及することを主張したメンバーがあった一方で、持続可能な成長や競争を強調するメンバーもあった」と説明し、総会の議事要旨に初めて社会的市場経済の語が登場した。総会では、「経済秩序部会は多くの点で結論を出すことに成功したけれども、諮問会議全体で議論せねばならない多くの疑問も残した」とのヘンシュの提案を受けて、新たに社会的ヨーロッパ作業部会を設置し、関連議論をさらに深めていくことが決定された。また、幹部会においても、経済的、社会的側面の双方を十分に網羅した目標を、どのような言葉で定義するのかについて検討していくことが提議された⁽¹⁴⁾。

なお、この11月7、8日総会の直前の総会である10月28日総会において、諮問会議議長のジスカールデスタンから、「憲法条約準備草案」が提出されている。そこでは、憲法条約の第3条で「連合の目標」が制定されることになっており、以下のような目標が列挙されている。

連合の共通の価値・関心、独立性の保護。経済的・社会的結束の促進。域内市場、経済・通貨連合の強化。高いレベルの雇用、高い程度の社会的保護の促進。高いレベルの環境保護。科学技術の発展の促進。自由・安全・正義の領域の創造。より広い世界において連合の価値を守り、促進するための共通の外交・治安政策、共通の防衛政策⁽¹⁵⁾。

(11) WG VI-WD 018, p.2, 19, 29, 38, 44.

(12) 欧州連合条約、欧州共同体条約については、右近健男「マーストリヒト条約及びローマ条約仮訳（1）」『経済研究（大阪府立大学経済学部）』38巻3号（1993年）、東北EC研究会編「欧州連合条約（マーストリヒト条約）の抄訳」『証券研究』Vol.104（1992年）に邦訳がある。

(13) CONV 357/02, p.2.

(14) CONV 400/02, pp.1-4.

(15) CONV 369/02, pp.8-9.

この「準備草案」の時点では、社会的市場経済は、EUの目標としてまったく取り上げられていなかったことを確認しておきたい。

2 社会的ヨーロッパ作業部会を中心とする議論（2002年11月22日～2003年2月6, 7日）

11月22日、社会的ヨーロッパ作業部会に対して、主に7つの論点を中心に議論するよう委託文書が提示された。その論点の2番目で、「憲法条約準備草案の第3条は、連合の全体的な目標を明らかにすることになっている。どの程度まで、そしてどのような方法で、これら全体的な目標に社会的な目標が含まれるべきなのか」が部会の検討課題としてあげられた⁽¹⁶⁾。同部会の議長に選出されたのは、ギリシア政府代表で欧州社会党副代表のカティフォリスであった。

作業部会では12月初めから翌1月末にかけて会合が重ねられる。その会合用の資料として、委託文書の7論点に対する部会メンバーおよびオブザーバーからのコメントが順次提出された。それらコメントを確認すると、13名から、社会的市場経済をEUの目標として明記すべきことが提案されている。その内容を以下で見よう。まず、12月11日の会合を前後する時期には、たとえばドイツ議会代表のメイヤー（Meyer：SPD）が、「EUの目標としての完全雇用と社会的市場経済の原則を確定すること」を提案し、その理由としては、「我々は、経済面と社会面の対等関係の間での密接なつながりを必要とする我々の社会モデルを促進し、守るべきであるというのが、私の確信である」。「EUの経済政策は、社会的で開かれた競争的な市場経済の原則に基づいたものであるべきである。社会的なヨーロッパでは、その憲法において、社会的市場経済の原則を規定すべきであり、域内市場において社会面を考慮せねばならない」としている⁽¹⁷⁾。このほか、イタリア議会代表であるデロッサ（De Rossa）やデンマーク欧州議会代表トーニング・シュミット（Thorning-Schmidt）（いずれも欧州社会党）、デンマーク議会代表で前社会問題大臣（社会民主党）のクリステンセン（Kristensen）、フィンランド議会代表（左翼連合）のヘレ（Helle）も、憲法条約の第3条に、社会的市場経済を連合の目標として明記すべきだとコメントしていた⁽¹⁸⁾。欧州労連（CES）からオブザーバー参加していたイタリアのガバグリオ（Gabaglio）は、「社会的ヨーロッパ部会の主要目的は、『ヨーロッパ社会モデル』の独特の要素を、憲法条約に明確に反映させることであるべきである」として、「完全雇用に貢献する競争的な社会的市場経済」を連合の目標に加えることを提案している⁽¹⁹⁾。

社会的市場経済に賛意を示したのは、これら社会民主主義系、左翼系のメンバーだけではなく。オーストリアの欧州議会代表で緑の党のフォッゲンフーバー（Voggenhuber）は、「第一の目標は、EUの持続可能な発展戦略の手順を制度化すること、すなわち、経済政策、雇用政策、社会

(16) CONV 421/02, p.2.

(17) WG XI-WD1, pp.50-51.

(18) Ibid, p.33, 72, 81; WG XI-WD5, p.12.

(19) Ibid, p.10.

政策、環境政策の間のバランスを取ることである。第二の目標は、ヨーロッパ社会モデル、公共の利益のサービス、社会的市場経済の原則に基づくEUを創り上げることである。「ヨーロッパ経済秩序は、社会的市場経済という目標の追求を可能にするように、憲法において確立されるべきである」と述べている⁽²⁰⁾。スウェーデン議会代表でEU問題顧問委員会議長のレクベリ（Lekberg）は、欧州共同体条約、欧州連合条約における「社会的な目標と原則は、うまく機能してきており、将来の条約でも明確な地位を占め続けるべきである」ものの、「社会的目標をさらに現代化する必要がある」とし、憲法条約に追加すべき目標の一つとして、「社会的市場経済—いわゆるヨーロッパ社会モデルのいくつかの側面を集積する包括的な概念—を促進すること」を提案した⁽²¹⁾。オランダ議会代表のファンダイク（van Dijk）は、保守系のキリスト教民主同盟所属であるが、「連合の目標は、持続可能な社会的市場経済を促進することであるべきである。社会的結合や高い水準の雇用といった社会的な目標が、連合の目標に含まれるべきである」と強調している⁽²²⁾。

これら提案は、12月11日の部会会合で取り上げられ、その議事要旨には、「社会的市場経済の促進、そして/あるいはヨーロッパ社会モデルの促進は、現在の保護のシステムとヨーロッパ経済の競争力を守るための連合の目標として、何人かのメンバーから言及された」と記されている⁽²³⁾。

そうしたなかで、欧州産業連盟からオブザーバー参加していたジャコブ（Jacobs）は、社会的市場経済を連合の目標とすることに強い反対を唱えた。彼は、憲法条約には、「健全な経済的基盤なしに社会的進歩はありえないという事実を完全に反映させる」ことが不可欠であるとして、「12月11日の会合でなされたいくつかの提案には強い疑問を持っている」と述べる。それは、「現行条約の『高いレベルの雇用』を『完全雇用』という言葉で置き換えようと提案されたことと、『競争的な社会的市場経済』という言葉を導入するよう提案されたことである。欧州産業連盟は、非常に異なった方法で説明されるような新たな概念を導入することは、目標を明確化する手助けにはならないと信ずる。欧州共同体条約の第2条、欧州連合条約の第2条の記述の方が、より明確であり、バランスが取れている」⁽²⁴⁾。

だが、連合の目標としての社会的市場経済に対しては、さらなる賛同が集まっていった。2003年1月になってからも、スペインの議会代表で社会労働党のガリード（Garrido）、欧州議会代表で欧州社会党員のカルネロ（Carnero）らから、共同提案がなされた。「我々の欲するものは、社会的市場経済であり、現在の条約で言明されているような『自由競争を伴う開かれた市場経済』ではない。完全雇用、質の高い仕事、社会正義が、まさに対等なものとして、中心的な目標でなければならない」⁽²⁵⁾。イタリア議会代表のスピーニ（Spini：左翼民主党）も、「欧州共同体条約、欧州連合条約の共通の第2条で『社会的市場経済』モデルを説明すべきであった。ここで意味するものは、EUの独特なアイデンティティの特徴の一つであり、EUのまさに存在目的であるところのヨーロッパ

(20) WG XI-WD5, pp.36-38.

(21) Ibid, p.28.

(22) WG XI-WD1, p.81.

(23) CONV 472/02, p.4.

(24) WG XI-WD5, pp.14-15.

(25) WG XI-WD33, p.4.

社会モデルの保護と促進である」⁽²⁶⁾と述べた。

以上の議論から、社会的市場経済は、「ヨーロッパ社会モデルのいくつかの側面を集積する包括的な概念」、「EUの独特なアイデンティティの特徴の一つ」であり、「経済面と社会面の対等関係」や「経済政策、雇用政策、社会政策、環境政策の間のバランスを取る」ことにつながるもの、「域内市場において社会面を考慮」するものなどと理解されつつ、社会民主主義系を中心としながら一部の保守系党员からも、連合の目標として明記するよう求められていたことが分かる。他方で、この言葉に批判的なのは、「自由競争を伴う開かれた市場経済」との従来の条約を高く評価する欧州産業連盟の代表であった。これら議論内容からは、社会的市場経済が、「自由競争を伴う開かれた市場経済」とは異なり、「経済面と社会面の対等関係」に配慮し、「バランスを取る」もの、「社会的な目標」にも重きを置くものとして広く理解されているとの印象が得られる。

加えて、もう一点注意しておくべきは、社会的ヨーロッパ部会の議論のなかで、形容詞のついた社会的市場経済を提案するメンバーが一部登場したことである。欧州労連のガバグリオは「競争的な社会的市場経済」を、オランダ・キリスト教民主同盟のファンダイクは「持続可能な社会的市場経済」を推奨しており、ドイツSPDのメイヤーも、「社会的で開かれた競争的な市場経済」を社会的市場経済と考えている。これに対し欧州産業連盟のジャコブは、「競争的な社会的市場経済」という表現を「非常に異なった方法で説明されるような新たな概念」と強く批判している。ガバグリオらの意図がどこにあったのか議論を追う限りでは明らかでないが、「競争的」、「持続可能な」という形容が、「持続可能な成長」、「高い程度の競争」を記す従来の欧州条約に近い表現であることを考えると、単なる「社会的市場経済」よりは、反対派の考えに幾分接近するものであるように推測される。最終的にEU憲法が「高度の競争力を有する社会的市場経済」という文章であることを考えると、ここで形容詞つきの表現が登場してきた事実に留意しておきたい。

これらの議論を受けて、2月4日付社会的ヨーロッパ作業部会の最終報告書には、以下のような文章が記されている。「多くのメンバーは、経済的發展と社会的發展の間のつながりと、経済政策と社会政策の間のより確固たる首尾一貫性を確実にするためになされるべき努力とを強調するために、『社会的市場経済』としての連合という点を、連合の目標として言及すべきだと考えた。この提案は、作業部会において広範な支持を得たが、現行条約での開かれた市場経済の概念への言及の方に賛同するメンバーもあった」。そして結論としては、「将来の憲法条約の第3条は、以下のものの促進を含むように修正すべきとの合意が作業部会で得られた」として、完全雇用、社会正義、社会平和、持続可能な発展、経済的・社会的・地域的結束などとともに、社会的市場経済が掲げられた⁽²⁷⁾。

この最終報告書については、2月6、7日の総会において討議されたが、その議事要旨には、「最終報告の全体の主旨は、諮問会議によって好意的に受け入れられ」、そこでの議論は「連合の目標に関する作業部会の勧告に、かなりの支持を表明した」とされている⁽²⁸⁾。

⁽²⁶⁾ WG XI-WD41, p.3.

⁽²⁷⁾ CONV 516/1/03, p.10, 12.

⁽²⁸⁾ CONV 548/03, p.3.

ところが、同じ2月6日、幹部会から提出された「憲法条約第1条から第16条の草案」において、第3条「連合の目標」（その2）は以下のようなものだった。

連合は、完全雇用を目指し高い水準の競争と生活水準を生み出すような、自由単一市場と経済通貨同盟を有する、バランスの取れた経済成長と社会正義に基盤を置く持続可能な発展のヨーロッパのために機能するものである。連合は、経済的・社会的結束、男女の平等、環境保護、社会的保護を促進し、宇宙開発を含む科学技術の進歩を推し進めるものである。連合は、世代間、国家間の連帯と、万人への平等な機会の提供を促進するものである⁽²⁹⁾。

このように、経済秩序作業部会、社会的ヨーロッパ作業部会および総会での議論でたびたび取り上げられてきたにもかかわらず、社会的市場経済という言葉は、2月6日の草案にも依然として含まれていなかった。

3 「憲法条約草案」作成へ向けての議論（2003年2月27、28日～7月18日）

2月27、28日の総会は、先に提出された「憲法条約第1条から第16条の草案」に関する討議の場となった。そのうち第3条「連合の目標」については、真っ先に社会的市場経済をそこに組み込むべきかどうか論点として取り上げられた。総会の議事要旨によれば、「諮問会議のかなり多くのメンバーから、第3条の2で『社会的市場経済』に言及することが提案された」。だが、他方では「『自由競争を伴う開かれた市場経済』を目標とするよう提案するメンバーもあった」と記録されている⁽³⁰⁾。

関連する議論で、議事要旨に記されているのは以上がすべてである。ただ、このほか当日配布された「憲法条約第1条から第16条の草案に対する反応」と題される別の資料の閲覧が可能である。この資料は、諮問会議のメンバーが、第1～16条の草案に対してどのような見解であるのかの一覧といった内容のものである⁽³¹⁾。そのうち社会的市場経済と関係する第3条の2に対するコメントにおいて、社会的市場経済という言葉は何らかの形で憲法条約に組み込むべきだと提案したのが11組で、その11組を共同提案者を含めて延べ人数にすると50人であった。すなわち、この資料に現れてくるだけでも、105人の諮問会議メンバーのうち半数近く（オブザーバーを含めた118人では約4割）から、その提案があったことになる⁽³²⁾。この50人のなかには、経済秩序部会議長のヘンシュや社会的ヨーロッパ部会議長カティフォリスのような明らかな社会的市場経済支持者の名前が確認できないので、実際にはさらに多くの人数の支持があった可能性もあるが、いずれにせよ、2月27、28日の総会議事録にあるように、「かなり多くのメンバー」ということができるだろう。では、どういったメンバーが連合の目標としての社会的市場経済を支持したのだろうか。提案者として名前

(29) CONV 528/03, pp.2-3.

(30) CONV 601/03, p.6.

(31) CONV 574/1/03 REV1.

(32) 表1で「その他2人」としたように、「2 Convention members」などと名前が明記していない場合があり、そこに重複して含まれる者がある場合は、多少の人数の誤差がありうることを断っておきたい。

が明記されている者16名の一覧が表1である。

表1 2月27、28日総会配付資料において「社会的市場経済」を憲法条約に加えるべきとの提案をしたメンバー

国名	名前	資格	政党	備考
ドイツ	Joschka FISCHER Jürgen MEYER Elmar BROK Sylvia-Yvonne KAUFMANN	ドイツ政府代表 ドイツ議会代表 欧州議会代表 欧州議会代表	緑の党(独) 社会民主党(独) キリスト教民主同盟(独) 民主社会主義党(独)	外相 その他23人との共同提案
オーストリア	Hannes FARNLEITNER Evelin LICHTENBERGER Johannes VOGGENHUBER	オーストリア政府代表 オーストリア議会代表 欧州議会代表	緑の党(オーストリア)	元経済相 国民議会議員 LICHTENBERGERとの 共同提案
イタリア	Valdo SPINI Elena PACIOTTI	イタリア議会代表 欧州議会代表	左翼民主党(伊)	PACIOTTIとの共同提案 全国判事協会議長
フランス	Olivier DUHAMEL Jacques FLOCH	欧州議会代表 フランス議会代表	欧州社会党 社会党(仏)	その他9人との共同提案
イギリス	Neil MacCORMICK	欧州議会代表	スコットランド国民党	
ベルギー	Marie NAGY	ベルギー議会代表	DUHAMELと共同提案	
ルクセンブルク	Jacques SANTER	ルクセンブルク政府代表	キリスト教社会党(ルク センブルク)	元欧州委員長, 元首相, その他2人との共同提案
スペイン	Diego LÓPEZ GARRIDO	スペイン議会代表	社会労働党(スペイン)	DUHAMELと共同提案
ブルガリア	Alexander ARABADJIEV	ブルガリア議会代表		

(出所) CONV574/L/03REV 1, pp.29-34.

16名は、9カ国の出身者からなる。著名なところでは元欧州委員長のサンテールや、ドイツ外相(当時)のフィッシャーなどが含まれている。所属政党で色分けすれば、広い意味での社会民主主義系政党の所属者が6名、保守系が2名、その他3名となる。以上からは、社会民主主義者を中心とするものの、多くの国・多様な層のメンバーから、社会的市場経済をEUの目標として憲法に明記すべきとの提案があったことが確認できよう。このうち、サンテールと2名の共同提案者だけは「開かれた社会的市場経済」という形容詞つきの形での提案であった。

この2月末の総会以降は、憲法条約の数多くの他の条項に関して討議されたこともあり、総会の議事要旨には社会的市場経済に関連する議論はしばらく登場しない。再度登場したのが、7月9、10日の最後の総会であった。そこでは、「何人かの報告者が、憲法草案の第I部と第III部の間で、とくに『完全雇用』と『社会的市場経済』の語の使用に関して一貫性が確保されるよう要請した」とある⁽³³⁾。「経済面と社会面の対等関係」や「社会的目標」に配慮するために社会的市場経済を連合の目標として掲げるべきとの意見が多数出された第I部(第3条を含む部分)と、欧州共同体条約や欧州連合条約と同様に「自由競争を伴う開かれた市場経済の原則」という表現を多用し、社会的市場経済の語は一度も登場しない第III部(「連合の政策分野および運営方法」について記された、具体内容をかなり含む部分)とでは、相容れないとも見える内容を謳っており⁽³⁴⁾、その間の整合

⁽³³⁾ CONV 853/03, p.4.

⁽³⁴⁾ 小林勝「解題」小林・細井・村田訳『欧州憲法条約』383頁。

を図るべきだとの意見が出たものであろう。しかし、それについて議事要旨ではこれ以上の議論は確認できない。ただ、次に見るように、最終案である「欧州憲法条約草案」での表現からは、第Ⅰ部を第Ⅲ部に近づける形で若干の調整が図られたように考えられる。

すなわち、7月18日に提出された「欧州憲法条約草案」の第3条は、これまで第2項で扱われてきた内容が第3項とされ、以下のような文章となっていた。

連合は、均衡のとれた経済成長を基盤とする欧州の持続的發展、完全雇用および社会的進歩を目指す高度の競争力を有する社会的市場経済、並びに高い水準の環境保護および環境の質の改善を追求する。

諮問会議の最終結論である「憲法条約草案」において、初めて社会的市場経済が「連合の目標」として明記されることとなった。この草案には多少の修正が施されるものの、2004年10月に調印された欧州憲法条約でも、「高度の競争力を有する社会的市場経済」はそのまま「連合の目標」として謳われることとなる⁽³⁵⁾。これら最終版では、社会的市場経済に「高度の競争力を有する」という形容詞がつけられたが、見てきたように、形容詞つきを提案したメンバーは多くはなかった。にもかかわらずそれがつけられたことには、形容詞のない社会的市場経済を推すメンバー、形容詞つきの社会的市場経済を推奨するメンバーと、「自由競争を伴う開かれた市場経済の原則」を支持するメンバーの間の折衷策がとられたという背景があるのではないだろうか。社会的市場経済の語は入れるものの、「競争力を有する」という形容詞つきとすることでその語の反対派へも配慮し、かつ第Ⅰ部と第Ⅲ部の内容の若干の整合も図るといふ妥協の産物的な印象が、その表現からは得られるのである。

4 欧州憲法に対する独・英両国での評価

ここでは、社会的市場経済の母国ドイツと、「アングロ・サクソン流の新自由主義」の国とされるイギリスとを代表例にとって、それぞれの国で憲法に社会的市場経済の語が含まれたことに対してどのような反応が見られるのかを確認し、ひいては市場経済のあり方に関して欧州にいかなる考え方が存在するのかを理解するためのさらなる材料としたい。

ドイツでは、欧州憲法を国民投票ではなく議会での投票による批准とすることに決定されており、2005年5月12日に、野党議員の一部の反対を除く圧倒的多数の賛成で批准された。それゆえ議会において白熱した議論は見られなかった。そうしたなかで、諮問会議の経済秩序作業部会議長を務めたヘンシュが、各種メディア、講演、自らのインターネットサイトなどで、欧州憲法に関する国民への呼びかけを続けた。そこでヘンシュが社会的市場経済について述べた内容からは、前述したように経済秩序部会の議事要旨においてやや唐突な感じで社会的市場経済という言葉が浮上したことに対する、彼の影響力がうかがえるように思われる。たとえばサイト上にある「ネオ・リベラルとの批判はばかっている」との文章では、「『ネオ・リベラリズム』の文書であるとの批判は、憲法条約にはふさわしくない。憲法の価値や目標については、社会民主主義的な価値や目標の意味におい

⁽³⁵⁾ http://europa.eu.int/constitution/en/ptoc2_en.htm#a3. 小林他訳『欧州憲法条約』16頁。

て、現行の条約と比べて、はるかにバランスの取れた言葉で言い表されている」。連合の価値と目標に関する条項では「とくに社会民主主義的な筆法が明らかであり、持続性、社会的市場経済、完全雇用などの語が含まれていることがそれにあたるとしている⁽³⁶⁾。このほか『労働者福祉雑誌』、『前方へ (Vorwärts)』といった雑誌やSPDの集会での講演では、『開かれた市場経済』に代わって、将来は『社会的市場経済』が目標である。『高い雇用水準』に代わって、『完全雇用』が問題とされている。これが市場の向こう側のEUの新たな次元として記されている」とし、憲法は、「古い市場ヨーロッパを越えて伸びたものである。憲法は、欧州社会モデルの輪郭を素描している」と高い評価を与えている⁽³⁷⁾。

こうしたヘンシュの評価に対して、憲法条約について否定的な訴えが、民主社会主義党 (PDS) から出された。連邦議会議員レツチュ (Lötzsch, Gesine) は、2005年2月24日の連邦議会で次のように演説している。「私たちPDSは、なぜEU憲法に反対なのか説明することができます。そこには二つの理由があります」。その一つは、軍拡に結びつくものであるからだとし、「二つめは、EU憲法が、自由市場—社会的市場経済ではない—、自由な貨幣流通、自由な競争を目標にしているからです」。「EU憲法は、『自由な競争を伴う開かれた市場経済』を目標にしています。その結果は、ヨーロッパにおけるさらなる社会の解体と貧困の拡大となるでしょう」との批判を展開している⁽³⁸⁾。

またPDSに近い「ノイエス・ドイチュラント」紙は、05年3月4日に、EU憲法を取り上げたシリーズの第一弾として、『『社会的市場経済』は何を意味するのか』と題する特集を掲載した。憲法では冒頭に社会的市場経済の語があるものの、「具体的部分においては、まったく違った内容が発見できる」という。それは第Ⅲ部177条以降の経済・社会政策についての部分であるとし、「ここには、『EUの共通経済政策は自由競争を伴う開かれた市場経済という原則の顧慮のもとでなされる』と記されている。もちろん具体的規定の方が、専門法として、総論的部分の条項より優先されるのである。第Ⅰ部の総論的部分と第Ⅲ部の具体的部分の間の差異・矛盾は、明らかである。これは偶然のことではない。というのは、憲法諮問会議では、これら部分の調整は意識的に放棄されたからである。第Ⅲ部は現在の欧州条約のほとんど元のままの再生である。マーストリヒト条約のネオ・リベラル的内容が、憲法で再び姿を現したのである」。そして、「経済・社会政策に関する憲法条約のネオ・リベラルの規定は、内容的に多くの新しいものを提供しない。EUにおける成長の停滞、失業の増加、貧困の増大に直面して、マーストリヒトの戦略が失敗であることは明らかである」として、憲法条約を「ネオ・リベラル的」だと性格づけている⁽³⁹⁾。

⁽³⁶⁾ <http://www.klaus-haensch.de/htcms/fakten-zur-verfassung/mehr-74.html>.

⁽³⁷⁾ AWO-Magazin, 26.6.2003; Vorwärts, Juli 2003; “Europa in bester Verfassung ?” SPD-Impulsveranstaltung am 23. März 2004 im Willy-Brandt-Haus, Berlin. いずれもヘンシュのサイト(<http://www.klaus-haensch.de/htcms/home.html>)より引用。

⁽³⁸⁾ Deutscher Bundestag, Stenografischer Bericht, Plenarprotokoll 15/160, S.14926.

⁽³⁹⁾ Neues Deutschland, 4. 3. 2005. 05年9月のドイツ連邦議会選挙のさい、PDSとSPDの一部から結成された左派党(Die Linke)が、前回選挙のPDSの2議席から54議席へと躍進する。その背景には「ネオ・リベラル的」政策を進めようとする2大政党へのドイツ国民の反発があるとされ、PDSのこうした姿勢は一定の支持を集めているといえる。

一方、イギリスにおいても、社会的市場経済という語については、賛否両論が存在する。英国労働組合会議は、04年8月のリーフレットで、「EU憲法は、EUが『社会的市場経済』となるだろうと規定している。社会的市場経済は、EUを、アメリカとその自由市場からは区別するものである。社会的市場経済は、資本、財、サービスの自由な移動を支持するものであるが、市場がまた損害を与えうるものであるとも認めるものである。それゆえ市民は、福祉国家、国家による経済市場・労働市場への介入の能力、働く人々や消費者の権利、環境保護の基準などを通じて保護される。また社会的パートナーは、意志決定において真に発言の機会を与えられるべきだということを意味するものである」と、社会的市場経済をEUの目標とすることに好意的な見解を明らかにしている⁽⁴⁰⁾。

「イギリスで最も成功している企業、エコノミスト、ビジネス界のリーダーにより支持されている」と称する「vote no」というEU憲法に反対を唱えているグループがある。このグループは、「成長するビジネスは、ダイナミックな環境を必要としており、それはEU憲法ではない」などとして、自らのサイトに、憲法が否定されるべきとする様々な理由を掲載している。そのなかに、04年10月12日、バローゾ（Barroso, Jose Manuel Durao）欧州委員長が、リスボンでのヨーロッパの将来に関する会議で発言した内容がある。それは、「欧州憲法は、ヨーロッパの労働者の権利を守るものです。憲法は、社会的市場経済、それはヨーロッパ経済を一つの模範にしているものですが、その原則を大事にします」というものであり⁽⁴¹⁾、「vote no」はこうした考え方に真っ向から反対を表明している。

最後に、『タイムズ』紙05年2月28日付の記事を要約しておこう。「憲法条約は、まったく不適と思えるほど多くの量を含んでおり、EUの構造だけでなく、長期的な政治目標まで指示しようと試みている。たとえば、EUの目標を述べている第I部は、憲法よりも政党のマニフェストに相応しいものである。我々は、これを真面目に受け取らねばならないが、しかしこれらの抱負は定義されていなければ、正当だとも思えない。欧州はどのように『バランスの取れた経済成長』を達成できるのか。『バランスの取れた』とはどういう意味か。『社会的市場』とは何なのか。それは通常の『市場経済』とはどう違うのか。『社会的市場経済』は『高度に競争的』でありうるのだろうか」⁽⁴²⁾。

おわりに

「EC社会政策の1980年以降の歴史は、ネオリベラリズムと社会民主主義の相克の歴史と言え」とされる⁽⁴³⁾。第二次大戦後、市場システムを維持しながらも、様々な社会的規制を加味することで労働者の保護を図ってきた西欧各国は、70年代以降経済成長が停滞するなかで、逆に規制緩和を図り、市場メカニズムの再生を重視する方向へと転換してきた。マーストリヒト条約には「自由競

(40) Trades Union Congress, a briefing for trade unionists. <http://www.tuc.org.uk/international/tuc-8564-f0.cfm>.

(41) <http://www.vote-no.com/presscentre/newsarchive.aspx?id=274>.

(42) <http://www.timesonline.co.uk/article/0,,1052-1503692,00.html>.

(43) 恒川謙司『ソーシャル・ヨーロッパの建設』日本労働研究機構、1992年、3頁。

争を伴う開かれた市場経済の原理」といった文章が並び、またヨーロッパ各国における実際の経済政策でも、90年代以降「アングロ・サクソン流の新自由主義」への傾斜が見られるところである。そうしたなか、1980年代後半から90年代にかけて、当時のEC委員長ドロール（Delors, Jacques）のもと、旧来のヨーロッパ社会政策への批判のうち、どれは受け入れるべきで、どれは受け入れられないかが検討され始め、新たな「ヨーロッパ社会モデル」を打ち出す試みがなされてきた⁽⁴⁴⁾。

こうした時代背景のもとで制定が目指されたのが、欧州憲法条約であった。その憲法に「連合の目標」として社会的市場経済という語が組み込まれるまでの経緯あるいはその後の関連諸議論を追ってみると、そこには、何とかして「アングロ・サクソン流市場経済」のオルタナティブ、ヨーロッパ独自の市場経済像を提示しようとする欧州の姿勢が垣間見えるように思われる。それはたとえば、諮問会議において、社会的市場経済が「いわゆるヨーロッパ社会モデルのいくつかの側面を集積する包括的な概念」、あるいは「EUの独特なアイデンティティの特徴の一つであり、EUのまさに存在目的であるところのヨーロッパ社会モデルの保護と促進」を意味するものだと説明されたり、さらにその後の議論でも、経済秩序作業部会議長ヘンシュによる『「開かれた市場経済」に代わって、将来は『社会的市場経済』が目標』であり、憲法は、「古い市場ヨーロッパを越えて伸び出したもの」、 「欧州社会モデルの輪郭を素描している」との繰り返しの強調、英国労働組合会議による「社会的市場経済は、EUを、アメリカとその自由市場からは区別するもの」との規定、バローゾ欧州委員長による「社会的市場経済、それはヨーロッパ経済を一つの模範にしているもの」という発言などからうかがえるように思われる。そして、こうした社会的市場経済への支持は、欧州の多くの国の代表から寄せられ、社会民主主義系を中心とするものの、一部の保守系の人々にも分かち合われているものであった。

しかし、その社会的市場経済がいかなるものなのかについては、憲法本文には定義はない。ただ、たとえば経済秩序作業部会の最終報告書では、「競争と公共サービスの間のより良いバランス」、社会的ヨーロッパ部会の最終報告書では、「経済的發展と社会的發展の間のつながりと、経済政策と社会政策の間のより確固たる首尾一貫性を確実にする」といった説明がなされている。また同部会での「経済面と社会面の対等関係の間での密接なつながりを必要とする我々の社会モデル」、 「域内市場において社会面を考慮」するものといったメンバーのコメント、さらにはヘンシュの「バランスの取れた言葉」といった叙述からは、「社会的安全と経済的自由の結合」という母国ドイツにおける社会的市場経済の理念に近いものとして理解されているように思われる。とはいっても、これらの議論からは、社会的市場経済とはより具体的にどのようなもので、いかにして実現するものなのかまでは、明らかでない。この点は、最終的に社会的市場経済に「高度の競争力を有する」という形容詞がつけられたことで、より分かりにくくなってしまっているとの印象が得られ、『タイムズ』紙からも批判されるところとなった。

同様の批判は経済界からも強く提示されている。欧州産業連盟は、現行欧州条約の規定「自由競争を伴う開かれた市場経済」の方が望ましく、新たな表現を加えることで目標が不明確になってし

(44) 89年社会憲章、93年社会政策グリーンペーパー、94年社会政策白書、そして2000年の基本権憲章へつながるとされる。濱口桂一郎『EU労働法の形成』日本労働研究機構、2002年、273、289頁。

まうことを主張していた。また、憲法に対しては、左翼からの拒否反応も存在する。これは社会的市場経済そのものへの批判ではなく、具体的規定のなされている第三部は「ネオ・リベラル的」であって、社会的市場経済にほとんど実質的な意味はないといった内容であった。これら両極からの批判は、第I部と第三部で整合性を欠く内容を有す欧州憲法条約が、どうとでも理解が可能であるような曖昧な性格を残すものだとすることを示しているともいえよう。

そして何より現実経済面を考えると、社会的市場経済の母国であるドイツにおいても、近年労働市場の改革が急速に進められ、市場と「社会面」のバランスを取るという意味での社会的市場経済の構想を越えて、市場メカニズムを一義的に重視する方向へ政・財・学界が傾いているという状況があることに注意せねばならない⁽⁴⁵⁾。ドイツでは「伝統的な社会国家モデルはすでに終わりが確定している」との見解さえ登場しているといわれる⁽⁴⁶⁾。母国ドイツですら、市場メカニズム重視、「アングロ・サクソン流の新自由主義」へ接近する動きが強まる時代に、ヨーロッパ全体で社会的市場経済を現実化していくことは可能なのだろうか。そもそも憲法で謳う社会的市場経済の内容が具体的とはいえないなかで、その可能性について、肯定的な見通しを立てることは非常に困難なように思われる。

ただ、ヨーロッパの代表からなる諮問会議において、「かなり多くのメンバー」が「バランスの取れた」という意味で社会的市場経済を支持し、その語が憲法に組み込まれたという事実は今一度確認しておくべきだろう。各国の政府は、どうしても現実経済への対応に追われざるを得ないのに対し、諮問会議のような大所高所に立った議論においては、純化して「ヨーロッパの理想」といったものが現れてきやすいと考えられる。それゆえ諮問会議の議論は、ヨーロッパにおける市場経済に関する本質的な考え方を醸し出すものといえるのではないだろうか。そしてまた、そうした議論までを含めて考察しておくことが、EU憲法の評価にあたって必要な作業だと考えられるのである。

（いしい・さとし 名古屋大学経済学研究科助手）

(45) 拙稿「現代ドイツにおける『社会的市場経済』の変容－2003年閉店時間法改正論議を手がかりに－」廣田 功編『現代ヨーロッパの社会経済政策』日本経済評論社、2006年、322-323頁。

(46) Kleinhenz, Gerhard D., Marktwirtschaft und Sozialstaat: Zukunftsmodell für Deutschland, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 43/2005, S.33.